

塩竈市中高層の建築物の建築に関する指導要綱一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
第4条 削除	(集合住宅の建築の計画) 第4条 建築主は、集合住宅の建築を計画するに <u>当たっては、次の各号の基準に従って計画しなければならない。ただし、市長が当該事業の目的その他の事由によりやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。</u> (1) <u>当該集合住宅の管理を行うための管理入 室を設けること。ただし、当該集合住宅の 管理に支障がないと認められる場合におい ては、この限りでない。</u> (2) <u>駐車場は計画戸数以上を当該建築物の敷 地内に設置すること。ただし、敷地内に設 置できない場合は当該敷地から300メー トル以内に確保するものとする。</u> (3) <u>駐輪場は計画戸数以上を設けること。</u> (4) <u>バルコニーを設ける等、落下物による危 害を防止するための措置を講ずること。</u> (5) <u>常時使用する屋外の階段、開放廊下、玄 関ドア、冷暖房機械設備等について、適切 な防音措置を講ずること。</u> (6) <u>ゴミ集積所を設けること。</u> (7) <u>各戸の専用床面積は33平方メートル以上 とすること。</u> (8) <u>エレベーターを設置する場合は防犯窓を 設けること。</u> (9) <u>集会室を設けること。</u> (10) <u>敷地のうち道路に隣接する部分には、植 栽を施す等緑化に努めること。</u> (11) <u>目隠しの設置等、隣接する建物の居住者 のプライバシーの保護に努めること。</u>
第5条 (略)	第5条 (略)
(説明会の開催等)	(説明会の開催等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～3 (略)	2～3 (略)

4 第1項の規定により、建築主等が近隣関係住民に対し説明すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 中高層の建築物の建築に伴って生じる周辺の生活環境に及ぼす影響及びその対策__ _____ _____ 5～6 (略) 第7条～第10条 (略)	4 第1項の規定により、建築主等が近隣関係住民に対し説明すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 中高層の建築物の建築に伴って生じる周辺の生活環境に及ぼす影響及びその対策 (集合住宅を建築する場合にあつては、<u>第4条の規定による計画の概要を含む。</u>) 5～6 (略) 第7条～第10条 (略)
---	--